

2023年2月14日(第10号)

台湾弁護士 吳 曉青 / 台湾弁護士 張 雅涵 / 日本弁護士 中川 裕茂 / 日本弁護士 若林 耕

Contents

I. 台湾法令アップデート

- ・「電化製品及び電子商品標示基準」の改正
- ・「証券取引法」の改正
- ・「電子決済事業者管理条例」の改正
- ・「産業イノベーション条例」の改正

II. 台湾法の「今」

- 一 知的財産案件審理法の全面改正 台湾弁護士 吳 曉青
台湾弁護士 張 雅涵

III. 今後の関連セミナー等の情報

I. 台湾法令アップデート

<商品表示法>

「電化製品及び電子商品標示基準」の改正

[ポイント]2022年5月18日付での商品表示法の改正に合わせた改正である。改正ポイントは、①輸入される電化製品及び電子商品につき、生産者及び委託生産者の会社名について従前は中国語のみで足りたところ、外国語表示が必要となること、及び②部品、消耗品につき、国産、輸入品ともに、生産者、委託生産者の会社名等の表示事項に加えて、当局の指定した特定の部品、消耗品(電池、インクカートリッジなど)の表示事項を追加したことである。

(2022年11月23日に公布、2023年5月18日施行)

[原文] [電器及電子商品標示基準](#)

<上場会社規制>

「証券取引法」の改正

[ポイント]2021年12月29日付改正会社法で認められた上場会社等株式公開発行会社のビデオ会議による株主総会の開催について、主務官庁である台湾金融監督管理委員会(TFSC)は、2022年3月4日付けで、証券取引法の下位規則である「株式公開発行会社の株式事務処理に関する準則」において、ビデオ会議の開催要件、出席・決議方法等に関する規定を追加した。本改正は、当該改正に合わせて、証券取引法22-1条においてビデオ会議の開催要件等の決定権限がTFSCにあることを明文化したものである。

(2022年11月30日に公布、施行)

[原文] [證券交易法](#)

<電子決済関連規制>

「電子決済事業者管理条例」の改正

[ポイント]電子決済事業者の営業許可を申請する際の必要書類、電子決済の主務官庁であるTFSCによる行政命令の類型が追加された。具体的に、営業許可申請の必要書類について、改正前に必要とされていた公認会計士の認証を得た信託契約、履行保証契約またはそれらのテンプレートについて、公認会計士の認証の代わりに、それら書類に関する弁護士法律意見書の提出も認められるようになった。また、電子決済事業者が法令、定款に違反した場合、または健全な経営を害するおそれのある行為をした場合、TFSCが、電子決済事業者に対して一定の金額の積立または増資を命じることも可能となった。

(2023年1月19日に公布、施行日は行政院が別途定める)

[原文] [電子支付機構管理條例](#)

<産業振興支援>

「産業イノベーション条例」の改正

[ポイント]本改正では、グローバルサプライチェーンで重要な地位にある先端技術事業の投資支出に対する営利事業所得税(日本の「法人税」に相当する)の控除(租税優遇措置)規制が新たに設けられた。具体的には、下記①～③の条件のすべてを満たした場合、先端技術研究開発に投資した支出額の25%、先端製造プロセスに使用する機械設備に投資した支出額の5%のそれぞれの金額を、当該年度の営利事業所得税から控除することが可能となった。条件とは、①当該年度の研究開発費及び売上高に占める研究開発費の割合が当局の定める一定規模に達していること、②営利事業所得税の実効税率が当局の定める一定比率に達していること、及び③直近3年以内に環境、労働または食品衛生などの関連法令に重大な違反をしていないことである。ただし、個別の控除額は当年度の営利事業所得税額の30%が上限であり、他の租税優遇措置と

併用した場合の控除総額は当該年度の営利事業所得税額の 50%が上限とされている。

(2023 年 1 月 19 日に公布、10-2 条の施行期間は 2023 年 1 月 1 日から 2029 年 12 月 31 日までとされる)

〔原文〕 産業創新條例

II. 台湾法の「今」

知的財産案件審理法の全面改正

台湾弁護士 吳 曉青

台湾弁護士 張 雅涵

1. 知的財産案件審理法の概要及び改正の経緯

台湾の知的財産案件審理法は、知的財産裁判所(現在の「知的財産及び商事裁判所」であり、以下「知財裁判所」という。)の2008年7月1日の設立に合わせて施行された、知的財産案件に関する民事、刑事及び行政訴訟の審理を規制する法律である。

同法は、2011年、2014年及び2020年に3回の改正が行われたが、2023年1月12日に立法院で可決された4回目の改正(以下「本改正」という。)は施行以来最大規模の改正である。台湾司法院は、本改正のポイントは、営業秘密保護制度の整備、及びグローバル基準を満たした専門的な知財訴訟制度の構築であると示している。本改正は2023年2月15日に正式に公布される予定であるが、本稿執筆時点では施行日は未定である。

本改正の概要を以下のとおり解説する。

2. 本改正のポイント

(1) 営業秘密保護の強化

① 営業秘密侵害案件の管轄

本改正前、知財裁判所は営業秘密侵害案件についての管轄を有するものの専属管轄ではないため、当事者は、知財裁判所以外の管轄権のある裁判所に対し訴訟を提起することができる。

本改正では、専門性、適切性及び迅速審理の目的を実現するために、営業秘密侵害案件の管轄につき以下のとおり改正された。

- i. 民事事件：営業秘密を含む知的財産の侵害に関するすべての民事事件の第一審は知財裁判所の専属管轄とする(9条)。
- ii. 刑事事件：営業秘密侵害に関する刑事事件の第一審は、知財裁判所の下記法廷の管轄とする(54条)。
 - A. 営業秘密法違反に関する刑事事件(一般の営業秘密侵害)：第一審知財裁判所が管轄する。
 - B. 国家安全法違反に関する刑事事件(国家の核心的な重要技術に係る営業秘密の侵害)：第二審知財裁判所が管轄する。

② 秘密保持命令制度と訴訟資料の閲覧制限等

本改正前は、秘密保持命令の申立て及び発令対象は申立人である営業秘密保有者(営業秘密侵害訴訟の当事者または第三者)が決めるものであり、営業秘密保有者が申立てないと、裁判所は自らの裁量で秘密

保持命令を発令または発令対象を拡大することができなかった。本改正により、裁判所は、秘密保持命令を発令する必要があると判断したとき、営業秘密保有者に対し秘密保持命令の申立てを求めることができ、それでも営業秘密保有者が秘密保持命令を申立てない場合であっても、裁判所は相手方または当事者(営業秘密保有者が第三者である場合)の請求に応じ、営業秘密保有者の意見を聴取した上で、秘密保持命令を発令することができるようになった(36条)。

また、営業秘密が含まれる訴訟資料の閲覧等の禁止または制限、刑事訴訟及びその付帯民事訴訟における訴訟資料内の営業秘密の非識別化等の規定が追加された(32、56条)。

③ 秘密保持命令違反罪の加重

本改正では、秘密保持命令違反の刑事罰の法定刑を「3年以下の懲役もしくは10万台湾ドル以下の罰金、またはこれらの併科」から、「3年以下の懲役もしくは100万台湾ドル以下の罰金、またはこれらの併科」へ引き上げた。

また、国家の核心的な重要技術である営業秘密に係る秘密保持命令に違反した場合の加重刑事罰(5年以下の懲役もしくは300万台湾ドル以下の罰金、またはこれらの併科)、台湾域外で行われた秘密保持命令の違反についても上記各刑事罰が科される旨の規定が追加された(72条)。

(2) 審理計画制度の導入

裁判所が、弁護士強制代理制度(下記(3)参照)が適用される案件、事案が複雑な案件、またはその他裁判所が必要と認める案件を審理する際、当事者と協議のうえ、審理計画を定めなければならない(18条)。

(3) 弁護士強制代理制度の導入

一部の知的財産民事事件について、弁護士強制代理制度が導入された。具体的には、訴訟物の価額が150万台湾ドルを超えた第一審の民事訴訟、専利権(日本の特許権、意匠権及び実用新案権に相当する。以下同じ。)、コンピュータ・プログラムの著作権、営業秘密に係る第一審民事訴訟、第二審の民事訴訟等について、当事者は原則として弁護士を訴訟代理人として選任しなければならない(10条)。

(4) 査証制度及び専門家証人制度の導入

改正前は、例えば侵害物の製造方法、コンピュータ・プログラムのソースコードの特許侵害事件に関して文書提出命令や検証手続では対応しきれないことがあった。本改正では、有効な証拠収集手続として、日本の特許法の関連規定を参考にして査証制度が導入された。即ち、専利権、コンピュータ・プログラムの著作権または営業秘密の侵害事件について、裁判所は、当事者の申立により、中立的な専門家である査証人を選任し、相手方(被疑侵害者)の工場などへ立ち入り、相手方または第三者が保有・管理する書類、装置または設備に対して査証を行うことが可能となった(19～27条)。

また、商民事件審理法に定める専門家証人制度が、知的財産民事事件の審理に導入された。知的財産民事事件において、当事者が裁判所の許可を得た上で、専門家証人の意見の提出を申立てることが可能となった(28条)。

(5) 紛争の一次的な解決(裁判所と台湾經濟部知的財産局の判断の統一化等)

裁判所と知的財産の主務官庁である台湾經濟部知的財産局(以下「知的財産局」という。)との間での知

的財産権の有効性に関する判断の齟齬の発生を回避するために、情報交換制度が導入された。具体的には、制度上、専利権や商標権などの侵害訴訟と無効審判が並行して行われる可能性のある知的財産権について、侵害訴訟において無効の抗弁がなされた場合、裁判所は直ちにその旨を知的財産局に通知しなければならず、知的財産局は裁判所から当該通知を受けた場合には当該知的財産権に関する無効審判の有無を裁判所に通知するものとし、両者間で必要に応じて関連情報を交換することとされた(42条)。

また、知的財産権の排他的ライセンシーがライセンスを受ける権利について民事訴訟を提起した場合、ライセンサーへの訴訟告知義務及びそれによる参加的効力に関する規定が追加された(45条)。専利権、商標権、植物品種権の有効性判断の齟齬を回避するための民事事件の再審の訴えの提起の制限が設けられた(49条)。

(6) 技術審査官の報告書の開示

本改正により、改正前に裁判所の内部意見と位置付けられた技術審査官の報告書について、裁判所は必要に応じて、その報告書の全部または一部を当事者に対して開示できるようになった。また、裁判所が技術審査官の調査により知り得た専門知識を判決の基礎とするにあたって、事前に当事者の意見を述べる機会を与える必要があるものとされた(6条)。

(7) 司法のIT化

本改正により、音声および映像を送信可能なテクノロジー設備により遠隔審理を受ける者について、改正前は当事者、弁護士、証人等とされていたが、これに加えて、訴訟参加人、専門家証人、査証人等も追加された(5条)。また、知的財産の民事事件及び刑事事件の判決原本の電子ファイルによる送達ができるようになった(53、66条)。

(8) 知的財産刑事事件の被害者参加制度の導入

被害者の権利を保護するために、本改正では、刑事訴訟法における被害者参加制度が、知的財産刑事事件の審理に導入された(66条)。

(9) 実務上の問題点の解決

特許侵害訴訟で専利権の有効性が争点となる場合、専利権者がよく主張する「訂正の再抗弁」(専利権の請求の範囲を訂正することにより、専利が無効と判断されることを回避する)について、本改正では、実務上で問題となった訂正の再抗弁に伴う専利権の請求の範囲の不安定な状態に対処するために、訴訟の請求または主張は訂正後の専利権の請求の範囲によること、裁判所が訂正の適法性を審理する際に知的財産局に意見表明を求めること等の規定が追加された(43、44条)。

知的財産刑事事件の付帯民事訴訟の審理について、本訴である刑事訴訟が却下された場合の対処、付帯民事訴訟の控訴審が第二審知財裁判所であること、刑事訴訟と付帯民事訴訟の判決の同時言渡しの緩和等の規定が改正された(63～65条)。

III. 今後の関連セミナー等の情報

◆AMT グレーターチャイナセミナー

当事務所では、中国メインランド、香港、台湾について、各専門家が各分野のトピックについて解説を行うシリーズ講座(オンラインセミナー)を開催しております。具体的なテーマ及び日程には変更が生じる可能性がありますので、正確な情報は直近のメールでのご案内をご覧ください。

-
-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
台湾弁護士 吳 曉青 (wu.hsiaoching@amt-law.com)
台湾弁護士 張 雅涵 (yahan.chang@amt-law.com)
日本及びニューヨーク州弁護士 中川 裕茂 (hiroshige.nakagawa@amt-law.com)
日本弁護士 若林 耕 (ko.wakabayashi@amt-law.com)
 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。

アンダーソン・毛利・友常 法律事務所

www.amt-law.com